

I 学校における情報教育

I 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成

平成 29 年 3 月及び平成 30 年 3 月に公示された小学校、中学校及び高等学校の各学習指導要領で、「情報活用能力」が言語能力や問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として例示されました。令和 2 年 6 月に公表された「教育の情報化に関する手引（追補版）」では、情報活用能力とは、「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。」と述べられています。その上で、「情報活用能力を育成することは、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために重要である。」とあります。

情報活用能力は、世の中の情報や情報技術を活用するため、また未知の課題を解決するために必要不可欠な力です。この力をどのような場面でも発揮できるよう、教科等横断的な視点で育成していくことが大切です。

関連資料

- ・ [学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成](#)（文部科学省）



2 デジタル・シティズンシップ教育の実践

デジタル・シティズンシップ教育とは「オンラインおよび ICT の利活用を前提とし、その環境で安全かつ責任をもって行動するための理由と方法を主体的に学び、仕組みを理解するだけではなく、情報技術に関連する人的、文化的、社会的諸問題を理解し、法的・倫理的にふるまうための能力とスキルを育成する教育」です。我々の社会は日々デジタル化が進んでいます。子どもたちは、それによって生じる問題点や課題を自ら認識し、社会や地域の一員として、正しく ICT を活用するためにはどのようなことが求められているのか、どのように活用すれば我々が幸せになれるのかを自ら判断して行動していかなければなりません。デジタル・シティズンシップ教育では、これまでの心情規範である情報モラル教育から視点を変え、児童生徒の前向きな行動変容を目指す学びを重視していくことが大切です。授業を実践する際には、次のような思考の過程を基に展開していきます。

- ・感情の確認：悲しい、不安、怖い、心配、不快感があるか。
- ・原因の特定：その感情につながった原因は何か。それは、あなたやほかの誰かが言ったことやしたことか。
- ・対応の検討：どのような行動の選択肢が実行可能か。その選択肢を実行した際の良い点と悪い点は何か。
- ・行動の準備：前向きな方法で行動し、対応するために必要な準備は何か。

子どもたちは、オンラインで困難に直面した際、この思考ルーチンを活用して、「立ち止まり、考え、行動する」ための方法を検討していきます。実践のポイントを以下に示します。

○デジタル・シティズンシップ教育の実践ポイント👉

- ・日常的な ICT の利活用を前提とすること。
- ・インターネットという公共空間における公共のマナーを学ぶこと。
- ・同じ答えに導くのではなく、個々の価値観の違いを尊重し、多様な捉え方があることを理解すること。
- ・ICT の特性を良い利用に結び付けること。
- ・メリットとデメリットを検討し、悪い特性や悪い結果だけを強調しないこと。
- ・オンライン上で立ち止まって考え、行動するための方法と理由を学ぶこと。
- ・個人の安全な利用のためだけに学ぶのではなく、人権と民主主義のための情報社会を構築する善き市民となるために学ぶこと。

関連資料

- ・ [「GIGAスクール時代のテクノロジーとメディア～デジタル・シティズンシップから考える創造活動と学びの社会化」](#)（経済産業省／STEAMライブラリー）
- ・ [「デジタル・シティズンシップ教材](#)（日本語字幕版（Common Sense Education 財団・GLOCOM 豊福晋平）

3 著作権・著作物と学校における著作物利用の円滑化

(1) 著作権・著作物

「知的な創作活動」をした人がもつ権利を知的財産権といいます。著作権は、この知的財産権に含まれるもので、小説、音楽などの著作物を創り出した人（著作者）がもつ権利のことです。著作権は権利を得るための手続きが不要で、創作物(著作物)を創作した時点で自動的に権利が発生し、以後原則として著作者の死後 70 年間まで保護されます。

(2) 著作物を例外的に無断で利用できる場合

学校その他の教育機関における複製等（第 35 条第 1 項）

著作権法 第 35 条（平成 30 年改正、令和 2 年 4 月 28 日施行）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

文化庁は「学校における教育活動と著作権」の中で、「学校において教員及び児童・生徒が授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合（第 35 条第 1 項）」について、著作権者の了解なしに利用できるための条件を次のようにまとめています。

＜著作権者の了解なしに利用できるための条件＞

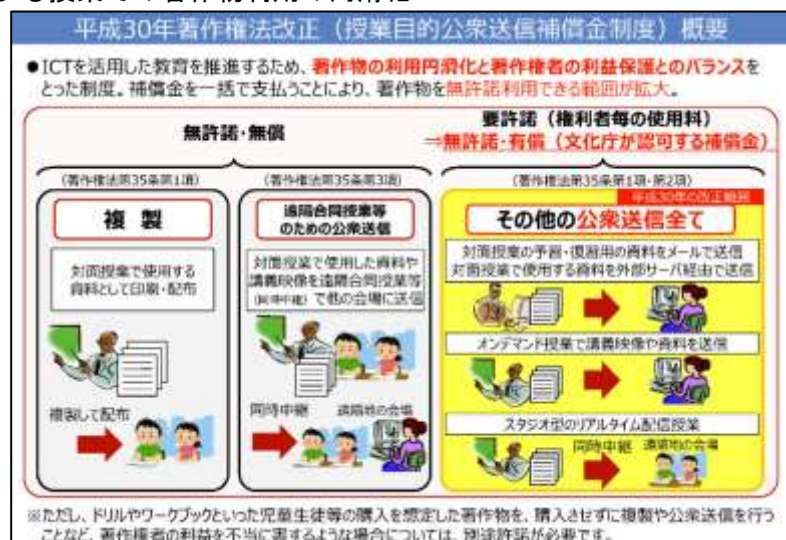
- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童・生徒がコピーして配布したり E メールなどインターネットを介して送信したりすること
- ③ 本人（教員又は児童・生徒）の授業のために使用すること
- ④ コピーの部数やインターネットを介した送信先は、授業で必要な限度内とすること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

＜学校等における例外措置＞

- 「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第 35 条第 2 項）
- 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合（第 36 条）
- 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第 32 条第 1 項）
- 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第 38 条第 1 項）

(3) 授業目的公衆送信補償金制度による授業での著作物利用の円滑化

平成 30 年 5 月の法改正で創設された制度で、この制度により、学校等の教育機関の授業でこれまで個別に権利者の許諾を得ることが必要だったオンデマンド型の遠隔授業などでの公衆送信や、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなどが、授業の過程で利用するために必要と認められる限度において、補償金を支払うことで個別に著作権者等の許諾を得ることなく行えるようになりました。利用にあたっては、教育機関の設置者が一括して SARTRAS に補償金を支払いますが、本県において補償金の支払いは、県や市町村の教育委員会が一括して行い、学校ごとに個別に利用申請する必要はありません。

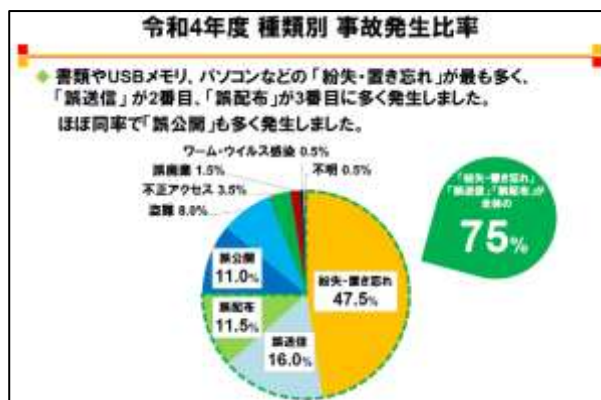


関連資料

- ・「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～」(文化庁 令和 2 年)
- ・[授業目的公衆送信補償金制度の概要](#)（文化庁 令和 2 年 12 月）

- (1) 学校、教育機関における情報セキュリティ事故
学校、教育機関における個人情報流失等の情報セキュリティ事故に関しては、ISEN（教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会）が、毎年「情報漏えい事故の発生状況調査」、「教職員の意識に関する調査」等の報告を行っています。

ISENの調査によると、個人情報漏えい事故の発生比率では、「紛失・置き忘れ」が最も多く、「誤送信」、「誤配布」と合わせて全体の75%を占めています。まずは、個々の教職員が情報セキュリティに関する意識を高くもつことが重要です。また、各学校において情報資産の管理を徹底することも大切です。



「令和4年度 学校・教育機関における 個人情報漏えい事故の発生状況」（ISEN）

- (2) 学校情報セキュリティポリシー

学校の情報資産の管理の仕方を定めたものを「学校情報セキュリティポリシー」といいます。情報セキュリティポリシーは、基本方針、対策基準、実施手順に分けられます。また、基本方針、対策基準までを情報セキュリティポリシーとして、地方自治体や教育委員会で策定している場合も多くあります。各学校においては学校CIO（多くは校長）の指導のもと、各校の実態に応じた学校情報セキュリティポリシーを策定し、遵守することが必要です。

- (3) セキュリティ事故防止のために

情報セキュリティ対策においては、どんなに対策をしても「100%大丈夫」ということはありません。もし、情報漏えい等のセキュリティ事案が起きてしまった場合に、個人又は学校として、どのように対応すべきか、どのような被害が想定されるかを日頃よりシミュレーションしておくといでしょう。校内研修等で、下の関連資料ISEN「先生お助け資料室」にある「日常に潜むチェックシート」を活用し、全教職員で情報セキュリティに関する意識を高めることもできます。そのような対策をしておくことが、セキュリティ事故を防ぐことにもつながります。

関連資料

- ・ ISEN（教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会）
- ・ ISEN「事故情報のまとめ」
- ・ ISEN「先生お助け資料室」

<情報セキュリティ・デジタル・シティズンシップ教育に関する研修講座について>

情報教育課では、令和4年度から、県内各学校の教職員（令和6年度は高等学校及び特別支援学校の教員）対象に、情報セキュリティ・デジタル・シティズンシップ教育に関する研修講座を実施しています。この講座は、教育情報ネットワークを利用した動画配信で行われ、受講者だけでなく教育情報ネットワークのアカウントを持っている県内の教職員であれば、資料を活用できます。教育研修センターホームページの研修講座資料室にある、講座番号74「情報セキュリティ・デジタル・シティズンシップ教育推進リーダー研修講座」のページから、資料の活用方法が確認できますので、ぜひ、ご利用ください。

